

運動療育センター利用案内

1 運動療育センターについて

運動療育センター（以下、「センター」と表記）は、運動処方及び運動生理に関する教育・研究を行い、医学的、科学的見地から多面的に健康人や半健康人の疾病予防、健康保持増進のための健康度測定、指導等を通して健康づくりに寄与することを目的として設置され、トレーニングルームが設備されています。

2 開館時間

月～金 8：30～19：30

土・日 8：30～16：30

木曜日・祝日〔休刊日〕

※年末年始その他施設メンテナンス・入試等により休館となる場合があります。また、日曜日と祝日が重なった場合には、当該日曜日は開館します。

3 利用料金

本学学生は無料です。ただし、大学院生は有料です。

なお、センターの利用に当たり、第1学年次の健康診断結果を持参してください。また、健康診断の結果によってはセンターで心電図検査を受けていただきます。その結果と既往歴等により運動療法コースとなる場合もあります。この場合はメディカルチェックの受診が必要となるため、所定の料金を徴収します。

4 センター利用に当たっては、次の項目を遵守してください。

- (1) 運動療育センターが定める新型コロナウイルス感染予防対策を遵守し、スタッフからの指導に従うこと。
- (2) センターにおける会員登録及び登録後の運動指導（1回）が必要です。これを満たさない者の利用は許可しません。希望者は必ず所定の手続きを行うこと。
- (3) メディカルチェック、運動指導は予約制になっているため、事前にセンター受付に申し出て予約すること。
- (4) 会員登録時やメディカルチェック予約時には、学生証を提示すること。
- (5) 施設利用時には、会員カードを必ず持参し、入退館時に受付処理をすること。
- (6) センターは一般の方や疾病者等も利用する施設です。施設利用に当たっては、職員の指示に従い、他の方の迷惑にならないよう医科大学学生として節度ある行動を心掛けること。ルールを守らない場合は、利用を禁止する場合があります。合わせて学生課に学籍番号及び氏名を報告します。
※トレーニングルーム利用時には、トレーニングウェア、トレーニングシューズ（上履）を着用し、順番等を守って各種器具等を利用すること。
※更衣室内では大声で会話しない。荷物を椅子の上に放置せず、ロッカーに収納すること。また、洗面台にゴミ等を置き去りにしない。
※センター施設内で寝そべる等の行為は禁止する。
- (7) 営業中にクラブ活動のためにセンター施設を一部占領して利用する場合には、事前に代表者がセンター受付へ申し出て日程等を調整すること。
- (8) 部活動等で同一時間に5名以上の集団で入場しないこと。
- (9) その他、センターの利用に当たっての変更等がある場合には、随時掲示等により通知するので注意すること。